

## 公益社団法人全国大学保健管理協会理事会運営規則

### (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）及び公益社団法人全国大学保健管理協会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、理事会に関する必要な事項について規定するものとする。

### (理事会の開催)

**第2条** 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、年2回定期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から代表理事に目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

### (理事会の構成)

**第3条** 理事会は、すべての理事をもって組織する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### (招集権者)

**第4条** 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第2条第3項第2号又は同条第3項第3号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第3項第2号又は同条第3項第3号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事が招集する。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

### (招集手続)

**第5条** 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、通知しなければならない。

- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

**第6条** 理事の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 前項にかかわらず、代表理事が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

**第7条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議の方法)

**第8条** 理事会に附議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議事項)

**第9条** 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に関する事項
  - (2) 代表理事に関する事項
  - (3) 組織及び人事に関する事項
  - (4) 財産、財務に関する事項
  - (5) 予算の補正に関する事項
  - (6) 重要な業務執行に関する事項
  - (7) 諸規程に関する事項
  - (8) その他の事項
- 2 代表理事は、前項の決議事項（法定事項は除く。）であっても、緊急の処理を要するために、理事会に附議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、代表理事は、次の理事会に附議し、承認を得なければならない。

(決議の省略)

**第10条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調整するファイルに情報を記録したものとす。

(報告の省略)

**第11条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第15条第1項の規定による報告には適用しない。

(関係者の出席)

**第12条** 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

**第13条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配付)

**第14条** 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(報告事項)

**第15条** 代表理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(事務局)

**第16条** 理事会の事務局は、事務室が当たる。

(改廃)

**第17条** この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。